

第三期

宮城県ニホンジカ管理計画  
(案)

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

令和 4 年 3 月

宮 城 県



# 目次

1	計画策定の目的及び背景.....	- 1 -
2	管理すべき鳥獣の種類.....	- 2 -
3	計画の期間.....	- 2 -
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域.....	- 2 -
5	現状.....	- 3 -
(1)	生息環境（警戒区域を除く計画対象区域）.....	- 3 -
(2)	生息動向及び捕獲状況.....	- 5 -
(3)	被害及び被害防止状況.....	- 8 -
6	第二種特定鳥獣の管理の目標.....	- 9 -
(1)	目標の設定.....	- 9 -
(2)	目標を達成するための方策.....	- 10 -
(3)	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項.....	- 12 -
7	被害防除対策.....	- 13 -
8	生息地の適正管理.....	- 13 -
9	資源活用及び残さの適正処理.....	- 14 -
10	その他管理のために必要な事項.....	- 14 -
(1)	錯誤捕獲の対応.....	- 14 -
(2)	人獣共通感染症の対応.....	- 15 -
(3)	広域連携.....	- 15 -
(4)	調査研究.....	- 15 -
(5)	計画の検証.....	- 16 -
(6)	計画の推進体制.....	- 16 -
	資料編.....	- 23 -



## 1 計画策定の目的及び背景

本県では、縄文時代の貝塚からニホンジカの遺骸が出土され、また、仙台藩には白石市や仙台市近郊、牡鹿半島での詳しい鹿猟記録が残されているなど古くは県内全域にニホンジカが生息していたと見られるが、その後の乱獲等により生息数及び生息域が縮小し、金華山と牡鹿半島にのみ生息するようになったと考えられる。特に金華山においては、古くから「神鹿」として信仰の対象となり、人為的に手を加えずに特別に保護されてきた。また、その優美な姿から昭和40年に県獣に指定されたが、当時、牡鹿半島では狩猟者でさえその姿を見かけることはほとんどなかったと言われている。

しかし、近年は、牡鹿半島地域で生息数や生息域を急速に拡大させ、農林業被害のみならず夜間に道路への飛び出しによる車両衝突事故や庭木の食害など人とのあつれきが増大するとともに、林床への食圧による下層植生の単純化など生物多様性にも影響を及ぼしてきた。また、林地崩壊による土砂崩れが発生すれば、養殖業を中心とした当該地域の基幹産業である漁業への影響も懸念される。

生息数の増大の要因としては、

- ① メスジカ保護施策（H19.6 狩猟規制解除）による出生数の増加
- ② 狩猟者以外の野犬等天敵の消滅及び少雪による子ジカの死亡率低下
- ③ 耕作放棄地や風倒木及び伐採跡地の増加によるエサ資源の増加

などが考えられる。

こうした状況を踏まえ、平成20年度に金華山などの島しょを除いた石巻市・女川町を対象として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号）に基づく「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」（以下「牡鹿半島計画」という。）を策定し、対策を講じてきたところであるが、牡鹿半島地域以外においてもニホンジカの生息が確認されるようになり、生息域の拡大が懸念されていた。

このため、金華山を引き続き計画対象外としつつ、計画対象区域を牡鹿半島以外の地域にまで拡大して適正に保護管理することにより、農林業及び生活環境被害の軽減による人とのあつれきの解消と、ニホンジカを含めた当該地域の生物多様性の確保を図ることを目的とした「宮城県ニホンジカ保護管理計画」（以下「第一期計画」という。）を平成25年3月に策定した。

その後、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化していること、狩猟者が減少し、高齢化していることなどを背景として、平成26年5月に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（以下「法」という。）が公布されたこと、及び環境省がニホンジカを集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣（指定管理鳥獣）に定めたことに伴い、県においても、県内に生息するニホンジカをその生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）に位置付け、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、平成27年4月に「宮城県ニホンジカ保護管理計画」を「宮城県ニホンジカ管理計画」に改定した。

また、これまでの取組により、ニホンジカの捕獲数は増加したものの、依然として農林業被害は継続して発生しており、計画対象区域以外においてもニホンジカが目撃されるようにな

1 っている。こうした状況に対応するため、平成29年3月には「第二期宮城県ニホンジカ管理  
2 計画」（以下「第二期計画」という。）を策定した。

3 牡鹿半島計画、第一期計画及び第二期計画に至る継続的な取組により、ニホンジカの捕獲頭  
4 数が増加し、最新の推定によればニホンジカ生息数の増加には歯止めが掛かりつつあるもの  
5 の、農林業被害額は依然として高止まりの傾向が続いている。

6 生息域も県沿岸北部から県内陸部へと更に拡大しつつあり、今後も、人とのあつれきや森林  
7 生態系への影響が増大する懸念がある。

8 こうした状況に対応するため、ニホンジカを適正な生息密度に誘導し、農林業被害及び生活  
9 環境被害の軽減による人とのあつれきの解消、森林生態系の維持並びにニホンジカを含めた  
10 生物多様性の確保を図ることを目的として、第二期計画に引き続き、「第三期宮城県ニホンジ  
11 カ管理計画」を策定するものである。

## 12 13 2 管理すべき鳥獣の種類

14 ニホンジカ (Cervus nippon)

## 15 16 3 計画の期間

17 計画の期間は、上位計画である第13次鳥獣保護管理事業計画の対象期間との整合性を図  
18 るため、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とする。

19 また、計画の期間内であっても、ニホンジカの生息状況等に大きな変動が生じた場合には、  
20 計画の見直し等を行う。

## 21 22 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

23 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域（以下「計画対象区域」という。）は県内全域と  
24 する。ただし、金華山を除く。また、下記のとおり、区域を区分するとともに、警戒区域を除  
25 く区域を含む市町は、ニホンジカ管理事業を実施するため年度ごとの実施計画書を作成する  
26 こととする（図-1）。

管理区域名称	区域の説明	該当する市町村（対象とする区域）
原住区域	古くから生息していた区域	石巻市の一部・女川町の一部（国道398号以南の牡鹿半島地域）
拡大区域A	原住区域等から分布拡大したニホンジカが定着している区域	石巻市の一部・女川町の一部（原住区域以外の地域）
拡大区域B		気仙沼市・南三陸町・登米市の一部（北上川以東）
侵出抑制区域	拡大区域A・Bよりも低密度でまばらに生息が確認される区域	大崎市・栗原市・登米市の一部（北上川以西）
警戒区域	侵入初期段階で、稀に生息が確認される区域	上記以外の市町村

1 5 現状

2 (1) 生息環境（警戒区域を除く計画対象区域）

3 イ 地形

4 計画対象区域（警戒区域を除く。）の大崎市・栗原市・石巻市・女川町・気仙沼  
5 市・登米市・南三陸町は本県の北部及び北東部に位置する。計画対象区域の東部及び  
6 南部は太平洋に面しており、東部地域一帯は丘陵が連なり北上山地の一端を形成して  
7 いる。一方、中央地帯には北上川が流れ、それを取り巻くように広大な耕地が開け、  
8 また、西部地域は山形県及び秋田県との境をなす奥羽山脈が広がっている。海岸線は  
9 牡鹿半島を境として北は複雑なリアス式海岸、西は単調な砂浜海岸となっている。面  
10 積は大崎市79,681ha、栗原市80,497ha、石巻市55,455ha、  
11 女川町6,535ha、気仙沼市33,244ha、登米市53,612ha、南三  
12 陸町16,340ha、合計325,364haであり本県の44.7%を占める。

13 ニホンジカ生息の中心地である牡鹿半島は、計画対象区域の南東部、三陸海岸の最  
14 南端に位置する。半島の東西最大幅は約15.5km（寄磯崎～尾崎）、最小は約2  
15 km（大谷川～小積浜）、南北長は約19km（黒崎～黄金町）、面積は11,12  
16 9haである。海岸線は複雑に入り込んだリアス式海岸で、入り江は天然の良港とな  
17 っている。陸地は標高443.4mの光山をはじめ200～400mの山々が連なり  
18 起伏が激しく急傾斜の山地が海岸線に迫り平野が少ない。

19

20 ロ 気候

21 気候は、太平洋側気候のうち東日本型の三陸・常磐型気候区に属し、夏は高温で比  
22 較的雨が多く、冬は晴れた日が続く低温で雨が少ない。東北地方で最大規模の個体群  
23 を形成している岩手県五葉山周辺のアメダス（大船渡）との比較では、石巻市から気  
24 仙沼市にかけての沿岸部では同程度又はやや温暖な気候といえるが、県内陸部、特に  
25 大崎市川渡周辺は積雪量が大きく異なる（表-1）。

26 しかし、表に掲載のデータは気象庁アメダス観測地点の値である一方、五葉山は標  
27 高が1,351mあることから、五葉山周辺地域においては県内陸部と同等程度の低  
28 温、積雪条件であると考えられる。

29

30 ハ 鳥獣保護区等

31 ニホンジカ生息の中心である牡鹿半島は、オオタカ、オオワシ等の希少な猛禽類、  
32 ホオジロ、ウグイス等の身近な鳥獣の貴重な生息地であることから、半島内の全ての  
33 地域を鳥獣保護区等（鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）又は指定猟法禁止区  
34 域（鉛製ライフル弾））に指定している。

35 牡鹿半島地域以外の沿岸部については、上品山、硯上山、翁倉山、石投山や田東山  
36 といった主要な山域のほか、気仙沼大島は全域を鳥獣保護区に指定しており、令和2  
37 年度には南三陸町の海域を鳥獣保護区に指定した。

38 計画対象区域の北部については、伊豆沼、蕪栗沼周辺水田及び化女沼が国指定鳥獣  
39 保護区となっているほか、山形県及び秋田県境の奥羽山脈沿いは広く鳥獣保護区に指

1 定している。

## 3 ニ 森林

4 森林状況は、県全体では森林面積414,797ha、森林率57%に対して、大  
5 崎市54%、栗原市55%、石巻市56%、女川町79%、気仙沼市72%、登米市  
6 41%、南三陸町76%であり、比較的高い森林率となっている。また、地域森林計  
7 画対象民有林の人工林率は県全体では53.4%となっているのに対して、大崎市5  
8 9.0%、栗原市57.2%、石巻市60.5%、女川町53.4%、気仙沼市6  
9 4.4%、登米市69.0%、南三陸町60.9%となっている（表－2）。

10 環境省作成の「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ  
11 編）改定版 2021年（令和3年）3月」（以下「ガイドライン」という。）によ  
12 れば、ニホンジカの分布域は森林率40～70%の低山帯に集中すると言われてい  
13 る。牡鹿半島はこれよりも高い値となっているものの、同地域では造林幼齢木へのニ  
14 ホンジカの食害による影響もあって、伐採跡地や風倒木地での再生林が進んでいない  
15 状況もみられる。

## 16 ホ 牡鹿半島の植物群落

17 本県が実施した「平成22年度牡鹿半島ニホンジカ生息状況調査」によると、特に  
18 注目されるのは、草本群落以外で林床が非常に貧弱になっていることである。スギ人  
19 工林はもともと林床植物が少ないために、すべてニホンジカによるものとは断定でき  
20 ないが、かつてよく見られたアオキなどがほとんど見られなかったのは、まちがいな  
21 くニホンジカの影響によるものと考えられる。落葉広葉樹林はスギ人工林よりも林床  
22 植物が多いが、現在の牡鹿半島ではきわめて貧弱になっている。この地方であればど  
23 こにでもあるジャノヒゲやテイカカズラ、スイカズラなどの常緑、半常緑性の植物が  
24 ほとんどない。また、モミなどは繰り返し採食されて盆栽状になっている。

25 こうした一方で、ニホンジカが好まないベニバナボロギクが蔓延しており、大型で  
26 あるために、他の植物の生息を抑えて大群落を形成している。

27 全体的には植物が著しく減少しており、とくに地下茎で土壌を保持していた植物が  
28 消失すると、表土の流出が懸念される。

29 また、県林業技術総合センターの令和2年度野生鳥獣保護管理事業の植生調査結果  
30 によると、牡鹿半島周辺の植生については不嗜好性植物が優占し、サンショウなどの  
31 不嗜好性植物への食痕も確認されたこと、複数樹種への樹皮剥ぎが見られたこと、南  
32 三陸の植生については、牡鹿半島周辺に比べて植生に大きな影響は見られなかった  
33 が、特にウリハダカエデ、モミへの樹皮剥ぎが目立っていたことなどが確認されてい  
34 る（表－3、写真－1～6）。

## 35 へ 耕作放棄地

36 本県の平成27年度の耕地面積（田畑計）129,400haのうち、耕作放棄地  
37 の面積は11,692haとなっており、耕作放棄地率は9.0%ある。



1 このうち計画対象区域（警戒区域を除く）の耕作放棄地面積は5, 201haであり  
2 り、このような耕作放棄地は、ニホンジカに恰好のエサ場を提供し、また、それらが  
3 隠れ場となる森林と接していることから、ニホンジカにとって都合の良い環境を提供  
4 することになるものと考えられる（表-4）。

## 6 ト 漁業

7 計画対象区域のうち石巻市・気仙沼市・女川町及び南三陸町は、県内の58漁業地  
8 域中36地域が集中するなど、県内でも有数の漁業地域である。当該地域は前述のと  
9 おりリアス式海岸で、岩礁域に富み、魚介藻類を多産するほか、小湾が数多く存在し  
10 急深であるため良港が開けるとともに、これらの湾では、地域の基幹産業として養殖  
11 業が盛んに営まれている。

12 現在のところ、ニホンジカの強い採食圧に起因する土砂崩れなどによる漁業への影  
13 響は確認されていない。しかし、万が一にもこのような事態が発生した場合、地域経  
14 済への影響は計り知れないため、本計画では、「ニホンジカは本来、森林の動物であ  
15 るが、海岸の動物でもある。」との視点で捉える必要がある（表-5）。

## 17 (2) 生息動向及び捕獲状況

### 18 イ 一般的生態及び食性

19 ニホンジカのサイズは亜種や生息地によって大きく異なり、最大はエゾシカ、最小  
20 はヤクシカである。体重はオス50～150kg、メス25～80kg。頭胴長はオ  
21 ス90～190cm、メス90～150cmの範囲にある。

22 出産期は5月下旬から7月上旬までで通常1産1子出産する。交尾期は9月下旬か  
23 ら11月までで順位の高いオスがなわばりを形成しメスの群れを囲い込む一夫多妻の  
24 ハレムを作る。妊娠期間は230日、生まれる子の性差はない。繁殖率はエサ条件に  
25 影響され、栄養状態が良い場合には1歳から繁殖を開始し、2歳以降毎年繰り返す。  
26 最長寿命はオスで10～14歳、メスで12～16歳。死亡率は、幼獣では最初の冬  
27 の死亡率が高く30～50%、成獣で10～15%とされているが、最近の暖冬によ  
28 る積雪量の減少は特に幼獣の死亡率を低下させ個体数を増加させている。

29 ニホンジカは、集団性が強く「群れ」を形成し、通常、オスとメスは別々の群れを  
30 つくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通1  
31 歳までは「メスの群れ」に留まるが、2歳を過ぎるとメスの群れを出て、ほかのオス  
32 とともに「オスの群れ」をつくる。この群れをつくるという性質がニホンジカによる  
33 食害の最大要因で、積雪を避けて集合する越冬地などでは100頭/km<sup>2</sup>以上に達し、  
34 生態系に強いインパクトを与える。

35 食性は、ワラビ、レモンエゴマ、シキミなどの特定種を除けばほとんどの植物種を  
36 食べる。ニホンジカの食性は可塑性に富むが、エサが少なくなる冬季にはササやスゲ  
37 などのグラミノイド（イネ科、カヤツリグサ科など）に依存することが多い。

1           ロ 牡鹿半島個体群の生態及び食性

2           平成19年度以降に牡鹿半島のニホンジカの胃の内容物の分析を行った。平成19  
3           年10月では緑葉が約30%、枯葉が約11%で、そのほかでは木質繊維、枝、草本  
4           の茎、稈、鞘などの支持器官が約53%と過半を占めた。この値は牡鹿半島のニホン  
5           ジカの食性は劣化していることを示唆していると思われる。平成20年2月はササが  
6           33.0%もの高率を占めていた。これは常緑植物が少ないため、スズタケを集中的  
7           に食べているためであると考えられる。また、平成19年10月にはササが7.6%  
8           含まれていたのに、平成20年10月には0.6%と微量であり、これは現地のスズ  
9           タケが枯れている状況とも対応している。

10  
11          ハ 生息分布

12          平成14年度時点の狩猟によるニホンジカの捕獲メッシュでは牡鹿半島以外に狩猟  
13          による捕獲は見られなかったが、平成23年度では牡鹿半島外への生息域拡大は明ら  
14          かであり、平成27年度になると、気仙沼市における生息域が拡大しており、隣接の  
15          登米市や南三陸町においても生息が確認されていて、石巻地域と連続した分布域を構  
16          成する状況となっているほか、栗原市や仙台以南でも生息が確認されるようになっ  
17          た。

18          令和2年度は沿岸部のほぼ全てで捕獲が確認されており、栗原市は岩手県の個体群  
19          と連続した分布域を構成しているものと考えられる。また、大崎市のほか、県中央部  
20          や県南部でも年数頭単位で捕獲が確認されている（図-2～5、写真-7～8）。

21          環境省が令和2年度に実施した全国のニホンジカ生息分布調査の結果からも、県内  
22          のニホンジカ分布域は拡大傾向にあることが示されている（図-6）。

23  
24          ニ 生息数・生息密度

25          国では、平成26年、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠となっていることか  
26          ら、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化による法律」（平成14年法律第88号）を改正  
27          し、集中的かつ広域的に管理を実現するための方策として、都道府県等が主体となっ  
28          てニホンジカ等の捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を新たに創設した。本県  
29          でも、法に基づき、平成27年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たり、ニ  
30          ホンジカの適正な個体群管理を実現するため、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」  
31          を策定するとともに、糞塊法及び区画法による生息状況調査を実施し、県内のニホン  
32          ジカ個体数や生息密度を推定している。

33          県内のニホンジカ個体数推定に当たっては、環境省個体数推定の推定方法に沿った  
34          ハーベストベースドモデルとの状態空間モデルを階層ベイズモデルで構築した。ただ  
35          し、用いることができるデータの取得年数が少なく、それだけでは推定が困難である  
36          ため、平成27年度から令和2年度までの区画法と糞塊密度調査結果から生息密度を  
37          求めるモデルと組み合わせてモデルを構築した。

38          個体数推定に用いるデータは県内全域の狩猟捕獲数、許可捕獲数、糞塊調査の1k  
39          mあたりの糞塊数の計3項目の平成22年度から令和元年度までの10年間のデータ

1 を用い、各データは「石巻・女川」「登米・南三陸」「気仙沼」の3地域に分割して  
2 集計した。

3 この結果、令和元年度末の個体数は石巻・女川地域が8,143頭(95%信頼区  
4 間:3,983~17,439頭)、登米・南三陸地域が1,609頭(95%信頼  
5 区間:800~3,257頭)、気仙沼地域が1,941頭(95%信頼区間:99  
6 9~4,363頭)、県全体では中央値11,693頭(95%信頼区間:5,78  
7 2~25,059頭)と推定された(表-6~9,図7~10)。

8 また、得られた推定値から第二期宮城県ニホンジカ管理計画の管理区域ごとの推定  
9 個体数及び推定生息密度を算出したところ、全ての区域で第二期計画で目標としてい  
10 る生息密度を超過していた(表-10)。

11 ただし、階層ベイズ法による生息数推定の性質として、新しいデータが加わると推  
12 定値が過去に遡って見直されるため、必要に応じて推定値を更新していくこととす  
13 る。

14 糞塊法調査及び区画法調査については、管理区域ごと、メッシュごとの生息密度や  
15 糞塊密度等のデータから、狩猟や鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る  
16 被害の防止の目的での捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)などによる捕獲の効果  
17 を検証すること等に利用することとし、継続してモニタリングを実施することとす  
18 る。

19 なお、階層ベイズ法による生息数の推定及び糞塊密度調査並びに区画法調査を継続  
20 的に実施することにより、さらに精度の高い推定生息数の算出や捕獲の効果検証が可  
21 能となり、ニホンジカの管理に役立てることが期待されることから、引き続き調査を  
22 行うこととする。

## 24 ホ 捕獲状況

### 25 (イ) 捕獲数

26 昭和44年度から令和2年度までの県内の捕獲状況を見ると、平成11年度に  
27 捕獲頭数の合計が100頭を超えると平成19年度には1,000頭を超え、そ  
28 の後、平成23年度までは多少の増減はあるものの捕獲頭数は第一期計画の捕獲  
29 目標である1,500頭前後で推移した。その後、一旦減少したものの、平成2  
30 6年度以降は再び増加に転じ、平成28年度には2,000頭、平成30年度に  
31 は3,000頭を超え、令和2年度は過去最高となる5,111頭を捕獲してお  
32 り、捕獲数は急激な増加傾向を示している。(表-11,図-11)。

### 33 (ロ) メスジカの捕獲割合

34 ニホンジカの場合、増加率を大きく左右するのは成獣メスの比率であるため、  
35 ガイドラインにおいて、個体数の減少のためには成獣メスの捕獲数を増やすこと  
36 が効果的であるとされている。

37 宮城県では、昭和25年に「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」が改正されオスジ  
38 カのみが狩猟獣とされた以降も全面的な捕獲禁止の措置が長らく続けられ、メス  
39 ジカの狩猟が解禁されたのは平成19年度以降のことである。その後、捕獲頭数

1 制限が段階的に緩和され、第二期計画ではメスジカの狩猟捕獲を無制限としたこと  
2 などから、メスジカの捕獲割合は、近年は5割前後で推移している（表－1  
3 2，図－12）。

#### 4 (ハ) 猟法

5 牡鹿半島及び半島周辺部での捕獲方法の特徴は、他の地域と違い、グループに  
6 よる猟で犬を使った追い出し方法（巻き狩り）を行っている。また、そのほかの  
7 地域ではくくりわな猟による捕獲が主流となっている。

#### 8 9 へ 狩猟者の推移

10 県内の狩猟免許所持者数（法第39条第1項に規定する狩猟免許を受けた者の数を  
11 いう。）は、ピークである昭和40年代は11,000人前後であったが、その後は  
12 減少の一途をたどり、平成24年度には2,379人まで減少し、ピーク時の4分の  
13 1以下となった。近年は、免許取得に対する行政の支援や農家等による自衛のため、  
14 狩猟免許所持者は増加に転じており、令和2年度は平成24年度から1,360人増  
15 の3,739人まで狩猟免許取得者が増加し、年齢構成もわずかながら60歳未満の  
16 割合が高まっているものの、新たな狩猟免許取得者の大半はわな免許所持者である。  
17 銃猟免許所持者は過去最低水準にあり、ニホンジカを含む大型獣の止めさしが可能な  
18 捕獲の担い手は依然として不足しており、有害鳥獣捕獲隊の編成に苦慮する状況が続  
19 いているため、今後の野生生物の保護管理に支障が生じることが懸念される（表－1  
20 3，図－13及び14）。

### 21 22 (3) 被害及び被害防止状況

#### 23 イ 被害状況

24 ニホンジカによる農作物被害は、平成10年度頃までは突発的に500万円を超える  
25 被害が発生した年度があったものの目立った被害はなかったが、平成11年度以  
26 降、被害金額が増加し始めた。平成14年度に1,000万円を超過すると、震災前  
27 後はデータが欠落しているものの平成30年度頃までは1,500万円程度の被害金  
28 額で推移し、令和元年度には2,000万円を超える被害となったほか、令和2年度  
29 も約1,700万円の被害額となっている（表－14，図－15）。

30 作物別では稲の被害が大きく、令和2年度も被害額の約39%が稲となっている。  
31 それ以外では年度によって変動があるものの、果樹、飼料作物や野菜の被害が多くな  
32 っている。被害発生市町村については、平成24年度までは石巻市、気仙沼市、女川  
33 町に限定されていたが、平成25年度には南三陸町、平成27年度には登米市でも被  
34 害が発生するようになった。そのほか、内陸部の仙台市、岩沼市、栗原市、川崎町、  
35 加美町でも散発的に被害が発生している（表－15）。

36 森林被害については、年による変動が大きく、令和2年度は約5,900万円の被  
37 害となった。被害形態としてはスギやヒノキの樹皮剥ぎのほか、造林地における苗木  
38 の食害が発生している（表－16）。

39 自動車とニホンジカの衝突による交通事故被害については、原住区域である牡鹿半

1 島では海岸線に沿う県道2号、41号及び稜線沿いの県道220号（通称：コバルト  
2 ライン）とそれらを結ぶ市町道上などで発生し、その多くは夜間にカーブが多く見通  
3 しが利かない場所で発生している。

4 長期的には件数は増加傾向にあり、平成29年度以降は気仙沼地方振興事務所管内  
5（気仙沼市、南三陸町）でも被害が発生している（表-17）。

6 なお、県で把握している衝突事故件数は警察等への届出件数ではなく、県道におい  
7 て道路管理者が実施したニホンジカの死亡個体回収件数であり、自動車と衝突した個  
8 体が林内へ逃走した場合や県道以外の道路における事故発生件数は把握していないた  
9 め、実数は更に多いものと考えられる。

#### 10 11 ロ 被害防止状況

12 牡鹿半島は、リアス式海岸により、もともと営農というよりは自家消費のための耕  
13 作地が多く、被害防止は魚網や廃材を利用した簡易な防除網や柵によるもので、被害  
14 防止対策として効果的とされるニホンジカ用の侵入防止柵や電気柵は多額の経費がか  
15 かるためほとんど設置されていない。また、再造林地においても一部で防鹿柵や植生  
16 保護管（ヘキサチューブ）などが使用されている例があるものの、被害地全域におい  
17 て対策を講ずるまでには至っていない。

## 18 19 6 第二種特定鳥獣の管理の目標

20 以上の現状を踏まえ、県内におけるニホンジカの生息数及び生息地域の適正化を図るた  
21 め、次の目標を設定するとともに、その実現に向けた方策を推進する。

### 22 (1) 目標の設定

23 原住区域である牡鹿半島は、文献や狩猟統計等によれば古くからニホンジカの生息地  
24 域であり、途絶えることなく地域個体群を形成してきた。このことから地域個体群とし  
25 て適正な生息数・密度にした上で、将来にわたって管理していくべき地域と考える。

26 適正な密度及び生息数については、ガイドラインでは「ニホンジカの密度と農林業等  
27 被害の水準や生態系へのインパクトとの関係については、ニホンジカの個体サイズや生  
28 息環境の質（植生の種類や生産力）等、地域的に様々なことが異なるため、全国共通の  
29 基準はない。そのため、各地域、各環境における適正密度を分析し、暫定的に設定した  
30 生息密度目標を順応的に補正することによって、より適切な目標に近づくように設定し  
31 ていく。」とされている。

32 また、「特定鳥獣保護・管理計画作成のガイドライン（ニホンジカ編・平成27年  
33 度）」では、適正な生息密度は、非積雪期の密度で、農林業被害があまり大きくなりな  
34 い程度で1～2頭/km<sup>2</sup>、自然植生にあまり目立った影響が出ない程度で3～5頭/km<sup>2</sup>と  
35 されており、これを牡鹿半島の面積約100km<sup>2</sup>に当てはめれば、それぞれ100～20  
36 0頭、300～500頭である。

37 しかし、ニホンジカによる様々な影響は、その地域特性（気象、土地、植物、産業な  
38 ど）により多様であり、被害状況や植物群落への影響などのモニタリングを通じて地域  
39 に適した生息密度等を導き出す必要があることや、現段階では推定生息密度が適正な生

1 息密度を大幅に超過している現状を踏まえ、「原住区域」は生息密度10頭/km<sup>2</sup>以下、  
2 生息頭数1,000頭以下を当面の目標とする。

3 一方、その他区域では、古くには生息していたが、一度途絶え、近年に半島内での個  
4 体数の増加及び岩手県での生息域の拡大により、新たに侵出してきており、これ以上の  
5 生息域の拡大を阻止するとともに、現在の生息密度を低下させるべき区域と考える。

6 まず、牡鹿半島周辺部である「拡大区域A」及び気仙沼市・南三陸町の「拡大区域  
7 B」は、原住区域や岩手県から分布拡大したニホンジカが定着している区域で、特に  
8 「拡大区域A」は原住区域に匹敵するほどの生息密度に達している。近年の捕獲圧（鳥  
9 獣を捕獲する際の捕獲作業努力）強化により生息数の増加に歯止めが掛かっていると考  
10 えられるものの、「侵出抑制区域」への流出を抑えるためには更なる捕獲圧の強化が必要  
11 であることから、「原住区域」と同様の積極的な捕獲を行うこととする。

12 なお、「拡大区域A」と「拡大区域B」の生息密度が異なることから、「拡大区域  
13 A」は生息密度10頭/km<sup>2</sup>以下、「拡大区域B」は生息密度3～5頭/km<sup>2</sup>以下を目標と  
14 する。

15 一方、「侵出抑制区域」は、「拡大区域A」及び「拡大区域B」よりも低密度で、ま  
16 ばらに生息が確認される区域であり、今後生息密度が高くなるおそれがある。生息密度  
17 の増加を防ぐため、わな猟等低密度下でも捕獲できる方法で確実に捕獲することが求め  
18 られる。「拡大区域A」及び「拡大区域B」並びに他県からの侵出を抑制しつつ、生息  
19 密度1～2頭/km<sup>2</sup>以下を目標とする。さらに、侵入初期段階で、まれに生息が確認され  
20 る「警戒区域」ではニホンジカが生息できる環境が整っており、今後の流入に警戒が必要  
21 であり、生息密度1頭/km<sup>2</sup>以下を目標とする。現状では目撃自体もまれで計画的な捕獲  
22 は難しいため、ニホンジカが侵入してきた場合に素早く情報を察知できる体制を整える  
23 必要がある。

## 25 (2) 目標を達成するための方策

26 目標を達成するための方策として、適正なオス・メスの性比で高い捕獲圧をかけ、ニ  
27 ホンジカの生態に則した被害防除対策及び生息地の適正管理を推進するとともに、継続  
28 したモニタリング調査を実施し、計画の達成状況等の検討・評価を行い本計画に反映  
29 (フィードバック)させていくこととする。

### 30 イ 捕獲目標の設定

31 本県のニホンジカ捕獲頭数は近年急激な増加傾向にある。

32 一夫多妻制のニホンジカはオスを多く獲ってもその繁殖力には影響が少ないことか  
33 ら、目標達成のためには、いかにメスに高い捕獲圧をかけるかが重要となり、牡鹿半  
34 島では平成22年度に牡鹿半島計画を改定してメスの捕獲頭数を無制限（オスは1人  
35 1日あたり1頭まで）にするなど、メスの捕獲を推進した。

36 一方、平成29年度には法施行規則が改正され、オスの捕獲頭数制限も解除された  
37 ことや、原住区域以外ではわな猟による捕獲が主体であることから、今後もメスを選  
38 択的に捕獲することは困難であると考えられる。

39 また、第二期計画では、管理目標を達成するための当面の年間の捕獲目標を1,9

1 20頭（牡鹿半島及びその周辺部について1,700頭以上、気仙沼地域については220頭以上）としていたが、計画開始前の平成28年度時点で捕獲数は既に捕獲  
2 目標を超える2,263頭となり、令和2年度には5,111頭となるなど、管理計  
3 画で定めた捕獲目標と捕獲実績の乖離が著しく大きくなった。

4  
5 このため、（1）で定めた管理の目標を達成するための年間の捕獲目標頭数につ  
6 いては、最新の個体数推定結果に基づいた将来予測等に基づき、県が作成する年度ご  
7 の実施計画書において定めることとする。

#### 8 9 ロ 狩猟期間の延長

10 狩猟による捕獲圧を高め、個体数の低減を図るため、警戒区域以外のニホンジカの  
11 狩猟期間を延長し、11月1日から3月31日までとする（図-16、表-18）。

12 なお、延長期間となる11月15日以前は紅葉狩りやキノコ狩りの行楽客等が入山  
13 者がいることや、2月中旬以降も山菜取り等での入山者がいるなど、山野等での人の  
14 活動が活発となることから、事故及びトラブル防止のための広報活動を行う。

#### 15 16 ハ 特例休猟区の活用

17 平成25年10月31日以降、県内に休猟区は指定されていない。今後、休猟区が  
18 指定される場合は、関係機関の合意の下、ニホンジカの狩猟ができる区域に指定す  
19 るものとする。

#### 20 21 ニ 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の活用

22 県内で指定されている鳥獣保護区のうち、ニホンジカによる被害が確認されている  
23 鳥獣保護区については、市町村等、関係機関と調整の上で、ニホンジカの捕獲を可能  
24 とし、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への指定変  
25 更を行うことを検討する。

#### 26 27 ホ 鳥獣の管理を目的とした捕獲の推進

28 「原住区域」、「拡大区域A」、「拡大区域B」及び「侵出抑制区域」において  
29 は、狩猟のみではなく、有害鳥獣捕獲を積極的に実施していくとともに、市町村と調  
30 整の上で、県が鳥獣の数の調整の目的で指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を行い、  
31 捕獲圧の強化を図る。また、「警戒区域」においては、実際に生活環境、農林水産業  
32 又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（以  
33 下「予察」という。）についても有害鳥獣捕獲許可を行うほか、市町村と調整の上で  
34 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を検討し、頭数が増える前の早期捕獲に努めるもの  
35 とする。

#### 36 37 ヘ 狩猟者の確保

38 県内の狩猟免許所持者数は、近年は増加に転じ、年齢構成もわずかながら若齢化が  
39 進んでいるものの、依然としてニホンジカのような大型獣の捕獲を行える狩猟者は不

1 足している状況にあることから、狩猟免許制度の広報に努めるとともに、免許試験の  
2 休日開催や試験会場の複数化を実施する。また、有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等  
3 事業の担い手となり得る狩猟者確保のため、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等  
4 を対象とした狩猟者育成講座や、狩猟免許を取得して間もない狩猟者の技能向上のた  
5 めの講座を開設するなど、狩猟に関する教習体制の拡充を図る。

6 さらに、市町村職員自らが有害鳥獣捕獲の担い手となる際に猟銃購入経費を補助す  
7 るなど、市町村が実施する対策への支援を行う。

#### 8 9 ト 捕獲技術向上と普及

10 牡鹿半島地域におけるニホンジカの捕獲は銃猟によるものが主流である。一方でわ  
11 なによる捕獲を主に行っている地域もあり、猟法のいかんを問わず捕獲技術の向上に  
12 努め、捕獲を推進していくことが重要であることから、ICTを活用したわな等、先  
13 進的な捕獲技術の実証及び効果検証や、捕獲技術向上の研修会等の開催等を通じ、狩  
14 猟者の捕獲技術向上を図ることとする。

### 15 16 (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

#### 17 イ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

18 ニホンジカによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけ  
19 るニホンジカの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二  
20 種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための  
21 事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

#### 22 23 ロ 実施期間

24 実施期間は第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めることとし、原則として期  
25 間は1年以内とする。

#### 26 27 ハ 実施区域

28 実施区域は、原則として宮城県内全域とする。ただし、実施期間ごとに、市町村と  
29 調整の上で対象の地域を実施計画において定めるものとする。

#### 30 31 ニ 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

32 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基  
33 づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数  
34 等を過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に  
35 基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等につい  
36 ても目標を定めることとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管  
37 理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成  
38 度を評価できるよう、できる限り具体的に定めるものとする。



1  
2       ホ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

3               指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第  
4               二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施期間が終了したときには指定管  
5               理鳥獣捕獲等事業の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行う。ま  
6               た、評価の妥当性について宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会及び同ニホン  
7               ジカ部会の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成し、県自然  
8               保護課ホームページで公表する。

9  
10       へ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者

11               宮城県

## 12 13   7 被害防除対策

14       ニホンジカによる被害を軽減させるためには、捕獲圧を高め捕獲頭数を増やすだけでは課  
15       題を解決できず、エサ場や隠れ場となる耕作地・林地への侵入を防ぐ対策も重要である。

16       このため、鳥獣部門と農林業部門との連携や専門家や研究機関等の支援を受けて、ニホン  
17       ジカの生態に則した効果的な被害防除方法に関する情報の収集・普及に努めるほか、「鳥獣  
18       による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第1  
19       34号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害防止総合対策事業の活用  
20       により、集落や地区といったより大きな単位での計画的な電気柵等の防護柵の設置を推進す  
21       る。

22       農業については、普及指導員が地域ごとの鳥獣被害対策を支援するため、ニホンジカの生  
23       理生態や被害防止対策についての知識習得・向上を図り、情報の提供や助言を行う。また、  
24       車両との衝突事故は、道路周辺の平地や法面での採食・繁殖行動に起因していると考えられ  
25       ることから、併せて土木部門が所管する道路環境管理作業（除草作業等）の適正実施時期等  
26       を引き続き実施していくこととする。

## 27 28   8 生息地の適正管理

29       耕作放棄地や伐採・風倒木地は草本類が繁茂しニホンジカに豊富な食糧を提供し、その結  
30       果、妊娠率の向上や死亡率の低下による個体数の増加を招いていることから、被害地とは認  
31       識されていない耕作放棄地等を適切に管理する必要がある。現在のところ本県では鳥獣被害  
32       軽減の視点に立った取組はまだ少ないが、今後、鳥獣被害防止特措法等の活用を含め、  
33       これら耕作放棄地等の管理や利用方法について多方面から検討を行うこととする。また、森  
34       林の皆伐跡地はニホンジカの格好のエサ場となることから、ニホンジカの森林被害が確認さ  
35       れている地域において皆伐を実施する場合は、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布等によるシカ被  
36       害対策と併用した再生林を進めるため、活用できる補助事業等の周知及び実施を支援するこ  
37       ととする。

## 9 資源活用及び残さの適正処理

ニホンジカは、農林業被害など負の影響をもたらす一方、狩猟対象鳥獣として人気が高く、また、資源価値の高い生き物でもある。

しかしながら、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響でニホンジカ肉から国の基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、平成29年12月13日付けで県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されている。

令和3年11月時点では、県内3箇所の食肉加工処理施設において県の管理下で全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されている。

現在、食肉処理加工施設における全頭検査のほか、全県的にニホンジカ肉の放射性物質検査を実施しており、将来的に基準超の数値が出なくなった段階で、資源活用について改めて検討を行っていく。また、捕獲したニホンジカの残さについては林地等に放置することなく、やむを得ず生態系に影響を及ぼさない方法で埋設する場合を除き、原則として持ち帰り、適正に処理することとする。

なお、今後、更に捕獲頭数は増加するものと想定されることから、市町村や猟友会等関係機関と連携し、埋設処分する場合の場所の確保及び残さの解体施設や焼却処理施設等の設置について検討するものとする。

## 10 その他管理のために必要な事項

### (1) 錯誤捕獲の対応

本県ではニホンジカの捕獲数増加に伴いツキノワグマ等の錯誤捕獲も急増している。ツキノワグマ等の錯誤捕獲の可能性がある地域においては、錯誤捕獲の発生の予防と錯誤捕獲時に想定される状況に応じた体制を整備することとし、以下の取組を行うよう努めるものとする。

なお、人身被害発生の恐れがあるなど、やむを得ず捕殺する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。また、特別天然記念物であるカモシカについては、必要に応じて文化財保護法の許可手続等を行うものとする（表-19）。

#### イ 錯誤捕獲の未然防止

(イ) ツキノワグマの生息が確認されている地域（以下「クマ生息域」という。）でイノシシ等を捕獲するためのくくりわなを設置する場合、捕獲効率向上のためにエサで鳥獣を誘引する行為は、ツキノワグマも誘引する恐れがあるため行わないこととする（ただし、ツキノワグマを誘引する恐れがないエサを使用する場合は、この限りではない。）。なお、宮城県第13次鳥獣保護管理事業計画において、輪の直径（内径の最大長の直線に直角に交わる内径）が12cmを超えるくくりわなの使用は原則として使用が禁止されているので留意すること。

(ロ) くくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲された場合は、当該箇所におけるくくりわなの使用を中止するか、クマ類が錯誤捕獲されにくい形式のくくりわなに変更する。

(ハ) クマ生息域においてイノシシ等を捕獲するための箱わなを設置する場合は、ツ

キノワグマが抜け出せるための脱出口が備えているものに限る。

- (ニ) 箱わな周辺にツキノワグマの痕跡が多数確認される等、箱わなのエサに誘引されている可能性がある場合は、箱わなの移動や、葉菜類などツキノワグマを誘引しにくいエサへの変更を行う。

ロ 錯誤捕獲発生時の対応

- (イ) ツキノワグマの錯誤捕獲が発生した市町村においては、日本哺乳類学会が示している「クマ類の放獣に関するガイドライン」等を参考に、放獣体制の整備について検討する。県においては、ツキノワグマの放獣が可能な民間事業者や放獣費用に活用できる補助金等の情報提供を行うと共に、国有林や県有林での放獣可能場所の選定について検討を行う。

- (ロ) 錯誤捕獲されたツキノワグマを捕殺処分した場合は、当該個体は部位にかかわらず利用（自家消費を含む）は一切行わないこととし、適切に埋設もしくは焼却処分を行う。

- (ハ) ツキノワグマ捕獲調書には、猟具の種類（箱わなの場合は脱出口の有無、くくりわなであれば踏み板部分の形状（可能であればメーカー、型番等））を詳細に記載するとともに、可能な限り写真に記録し、県に提出する。

(2) 人獣共通感染症の対応

ニホンジカが関係する感染症のうち、捕獲作業等によるニホンジカとの接触で注意すべき感染症として、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒介感染症、また、糞尿・血液・乳汁等との直接接触による感染症としてQ熱、加熱していないニホンジカの生肉を食することによる感染症としてE型肝炎等がある。

ニホンジカの捕獲を行う際は感染源と接触する可能性が高いため、感染リスクを避けるため、捕獲時はダニに噛まれないよう肌の露出の少ない格好をする等の対策を呼びかける。

また、自家消費のために食肉として利用する際は、解体時に素手で触れることを避ける、手や器具をよく洗浄する、食べる際には十分に加熱するだけでなく調理器具や食器も清潔に保つこと等といった基本的な対処方法の周知を図る。

(3) 広域連携

本計画の対象となるニホンジカの生息域は県内でも限られた地域であるが、生息域が拡大しているため、県及び関係市町が情報共有・連携を行いながら効率的な捕獲及び被害防除対策を行っていく。また、計画対象区域に隣接している岩手県、秋田県及び山形県と、捕獲状況、生息状況調査及び個体数推定結果等に関する情報交換などの連携を図っていくものとする。

(4) 調査研究

本計画の策定には不確定要素が多く含まれている。このため計画の推進には、科学的・計画的なモニタリングが必要不可欠である。

1 生息頭数、捕獲頭数及び被害発生状況等について、モニタリング調査を継続的に実施  
2 し、データの蓄積を行うとともに、計画の進行状況を適切に検討・評価し、必要に応じて  
3 て計画の見直しを行う。

#### 4 イ 生息状況の把握

5 国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し生息頭数等の調査を行うほか、林業技術総合  
6 センターと連携し、植生調査や糞塊法調査等を実施し、生息状況の把握に努める。

#### 8 ロ 狩猟による捕獲頭数等の把握

9 狩猟期間の捕獲情報を把握するため、狩猟者の協力を得て狩猟実態調査を実施す  
10 る。

11 狩猟登録者を対象として、イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟  
12 の2種類）を配布し、捕獲月日、捕獲位置、捕獲方法及び雌雄別捕獲頭数を収集し、  
13 林業技術総合センターと連携して解析並びに今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、  
14 ニホンジカの管理に役立てる。

#### 16 ハ 有害鳥獣捕獲等による捕獲頭数等の把握

17 有害鳥獣捕獲時の捕獲情報を把握するため、協力が得られた市町村等を対象に有害  
18 鳥獣捕獲実態調査を実施する。

19 「イノシシ・ニホンジカ出猟カレンダー（銃猟及びわな猟の2種類）」により、捕  
20 獲年月日、捕獲位置、捕獲方法及び雌雄別捕獲頭数を収集し、林業技術総合センター  
21 と連携して解析し、今後の有害鳥獣捕獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立  
22 てる。

#### 24 ニ 被害状況の把握

25 計画目標の評価の指標となる被害状況については、関係機関の協力の下、被害発生  
26 場所、被害作物、被害規模等について定量的な情報の把握に努め、今後の有害鳥獣捕  
27 獲等の事業に活用し、ニホンジカの管理に役立てる。

### 29 (5) 計画の検証

30 前述の調査研究の結果を踏まえながら、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員  
31 会及び同ニホンジカ部会において生息状況や各種取組の進捗・成果の評価・検討を行  
32 い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。

### 34 (6) 計画の推進体制

35 本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより、県及び市町村の行政機関、狩猟団  
36 体、農林業団体等幅広い関係者の理解と協力が不可欠である。そのため、関係機関が相  
37 互に連携・協力できる体制の整備を図る。

38 また、県及び市町村が行う被害防除対策や研修会について、市町村間で情報の共有化  
39 を図るとともに、効果的な取組については、その普及や施策への反映を行う。

県の役割（環境生活部局）	県の役割（農林水産部局）	市町村の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎鳥獣保護管理事業計画，特定鳥獣保護又は管理計画の策定，進行管理・評価</li> <li>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（県分）の策定</li> <li>◎捕獲数の取りまとめ，各種モニタリング調査等の実施による個体数管理</li> <li>◎狩猟者の育成・確保</li> <li>◎猟友会による有害捕獲隊編成に対する指導・支援</li> <li>◎市町村の実実施計画策定支援・取りまとめ</li> <li>◎個体数調整の実施（一部）</li> <li>◎有害捕獲・個体数調整の許可</li> <li>◎指定管理鳥獣等捕獲事業の実施 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市町村における被害防止計画策定への支援</li> <li>◎被害防止対策に関する市町村及び農林業者への技術的支援及び国庫補助事業を活用した財政的支援</li> <li>◎地域ぐるみの被害防止体制づくりと地域の実情に応じた適切な被害防止対策への支援</li> <li>◎農林業被害の情報収集・提供</li> <li>◎新たな被害防止技術の研究・開発，情報収集・提供 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎特定鳥獣保護又は管理計画に基づく実施計画（市町村分）の策定</li> <li>◎特措法に基づく被害防止計画の策定・推進</li> <li>◎鳥獣被害防止に係る協議会の育成</li> <li>◎地域が実施する被害防止対策に関する財政的支援</li> <li>◎農林業者に対する鳥獣被害対策の普及・啓発，技術支援</li> <li>◎地域住民に対する鳥獣被害に係る情報提供</li> <li>◎有害捕獲隊等による有害捕獲・個体数調整の実施</li> <li>◎有害捕獲の許可（委譲されている場合）</li> <li>◎農作物に関する被害情報の収集，分析 など</li> </ul>

2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18

参考 特定計画変更等の記録

- 1  
2  
3 H19 ～ メスジカの狩猟解禁  
4  
5 H20. 10 石巻市・女川町（島嶼を除く）を対象に前計画策定  
6 狩猟期間延長（通常2月15日までのものを2月末日まで）  
7 捕獲頭数制限の緩和 狩猟者1人1日当たり1頭までのものを  
8 メス2頭まで、又はメス1頭及びオス1頭までに緩和  
9 捕獲目標 年間1,000頭以上  
10  
11 H22. 10 前計画改定  
12 捕獲頭数制限の緩和 オスは1人1日当たり1頭まで、メスは無制限に緩和  
13 捕獲目標 年間1,500頭以上に修正  
14  
15 H23 ～ 県による個体数調整開始  
16  
17 H24. 3 前計画第二次改定  
18 東日本大震災の影響により計画期間を1年延長  
19  
20 H25. 3 宮城県ニホンジカ保護管理計画策定  
21 計画対象区域拡大（気仙沼市，登米市，南三陸町）  
22 狩猟期間延長（11月15日から3月15日）  
23 捕獲頭数制限の緩和（オスのわな猟無制限，メス無制限）  
24 捕獲目標 年間1,650頭以上に修正  
25  
26 H27. 4 宮城県ニホンジカ保護管理計画を宮城県ニホンジカ管理計画に改定  
27 捕獲目標 年間1,920頭以上に修正  
28 改正鳥獣保護法に基づき，ニホンジカを第二種特定鳥獣に位置付け，国の指  
29 定管理鳥獣捕獲等事業を活用し適正管理を推進  
30  
31 H29. 3 第二期宮城県ニホンジカ管理計画策定  
32 計画対象区域を全県に拡大  
33  
34 H29. 6 法施行規則改正  
35 捕獲頭数制限の緩和（オス，メス共に無制限）  
36  
37 R 4. 4 第三期宮城県ニホンジカ管理計画策定  
38 計画対象区域の区域区分の見直し  
39 狩猟期間延長（11月1日から3月31日）

1 捕獲目標の見直し（管理目標を達成するための年間捕獲目標頭数について  
2 は、年度ごとの実施計画書において定める）  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

- 1 【参考文献等】
- 2
- 3 ○ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定版
- 4 環境省
- 5
- 6 ○ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）
- 7 環境省
- 8
- 9 ○ 全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について（令和2年
- 10 度）
- 11 環境省
- 12
- 13 ○ 野生鳥獣被害防止マニュアルー総合対策編ー
- 14 農林水産省
- 15
- 16 ○ 【改訂版】野生鳥獣被害防止マニュアルーイノシシ、シカ、サル（実践編）ー平成26年3
- 17 月版
- 18 農林水産省
- 19
- 20 ○ 2010年世界農林業センサス報告書
- 21 農林水産省
- 22 ○ 2015年年農林業センサス報告書
- 23 農林水産省
- 24
- 25 ○ 第61次宮城農林水産統計年報
- 26 東北農政局
- 27
- 28 ○ みやぎの森林・林業のすがた 令和2年度版
- 29 宮城県水産林政部
- 30
- 31 ○ クマ類の放獣に関するガイドライン
- 32 日本哺乳類学会
- 33
- 34 ○ 求心力となる「縄文柴犬」論
- 35 阿部伸樹（宮城県）
- 36
- 37 ○平成4年度太白区内市民センター合同事業 ふるさと太白再発見 太白区の歴史 講座記録
- 38 パート2 第1回 「伊達政宗の施策」 講師：仙台郷土研究会 逸見秀雄
- 39 パート2 第3回 「発掘で明らかになった鹿除土手」 講師：仙台市文化財課 小川淳一



1	○プリズム⑦鹿供養塚 河北新報社	
2		土屋剛
3		
4	○歯から読みとるシカの一生 岩波書店	
5		高槻成紀
6		
7	○牡鹿半島のシカによる植生への影響の視察記録 2007.6.30	
8		高槻成紀
9		
10	○ 令和2年度宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況等調査業務報告書	
11		宮城県環境生活部自然保護課
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36

資料 1 - 2 - 2

## 資料編



図－1 計画対象区域及び管理区域の区分

表－1 計画対象区域と岩手県大船渡市周辺のアメダス平年値（1991年～2020年）

アメダス	年間降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	降雪深さ 合計 (cm)	雪日数
川渡（大崎市）	1,697.0	10.5	15.4	6.2	407.0	—
築館（栗原市）	1,230.8	11.3	16.6	6.5	—	—
石巻（石巻市）	1,091.3	11.9	15.9	8.5	51.0	60.7
気仙沼（気仙沼市）	1,375.8	11.2	15.8	7.2	—	—
米山（登米市）	1,078.2	11.5	16.8	6.9	—	—
志津川（南三陸町）	1,302.3	11.4	16.3	7.2	—	—
大船渡（大船渡市）	1,546.7	11.7	16.0	7.8	45.0	—

出典：気象庁ホームページ

※石巻の降雪深さ合計は2003年～2020年の値

1

表－2 森林面積等

区分	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)			森林率 (%)	民有林 人工林率 (%)
		合計	国有林	民有林		
県全体	728, 229	414, 797	130, 889	283, 908	57	53. 4
大崎市	79, 681	42, 769	18, 830	23, 939	54	59. 0
栗原市	80, 497	44, 138	14, 142	29, 996	55	57. 2
石巻市	55, 455	30, 805	8, 069	22, 736	56	60. 5
気仙沼市	33, 244	23, 859	4, 238	19, 621	72	64. 4
登米市	53, 612	22, 077	2, 659	19, 418	41	69. 0
女川町	6, 535	5, 186	233	4, 953	79	53. 4
南三陸町	16, 340	12, 478	1, 735	10, 743	76	60. 9

2 出典：みやぎの森林・林業のすがた 令和2年度版

3

4

5

表－3 令和2年度植生指標調査結果

調査地名	植生指標	ディアライン ※結果表示林分數/調査林分		樹皮剥ぎの有無 ※結果表示林分數/調査林分		樹皮剥ぎ樹種					
		有	無	有	無	ミズナラ	ヒノキ	スギ	モミ	ケヤキ	
風越	1	有	6/6	有	5/7	ミズナラ	ヒノキ	スギ	モミ		
高白浜	2	有	2/3	有	2/3	ムラサキシキブ	スギ				
黒森山	1	有	4/5	有	5/5	アオダモ	リョウブ	モミ	モミ	スギ	
硯上山	2	有(不明瞭)	3/5	有	5/5	モミ	モミ	スギ	リョウブ	ミスギ	ケヤキ
上保呂毛	4	無	4/4	有	4/4	ウリハダカエデ	ミズナラ	アオダモ	モミ		
入谷	4	無	4/4	有	1/4	ウリハダカエデ	コナラ				

※1 林床植生の被度(%), ササ類の被度・緑葉量(%)は、0%～10%未満=1, 10～25%未満=2, 25～50%未満=3, 50%以上=4

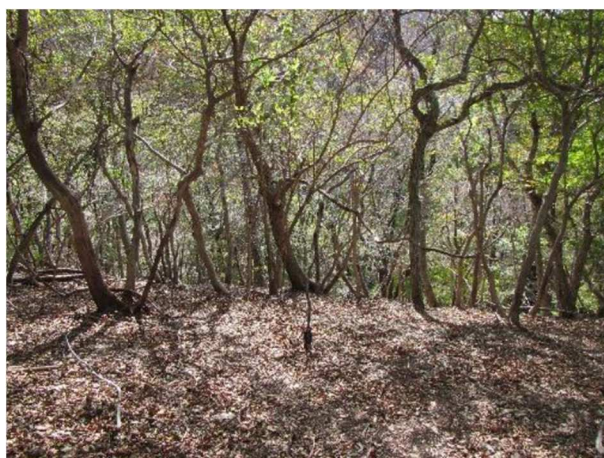
※2 不嗜好性植物の被度(%)は、0～10%程度=1, 10～25%未満=2, 25～50%未満=3, 50%以上=4

6

7 令和2年度野生鳥獣保護管理事業調査結果報告書より抜粋（県林業技術総合センター）

8

9



写真－1 調査地状況（風越）



写真－2 調査地状況（高白浜）

10

11

12



写真－3 調査地状況（黒森山）



写真－4 調査地状況（硯上山）



写真－5 調査地状況（上保呂毛）



写真－6 調査地状況（入谷）

表－4 計画対象区域（警戒区域を除く）耕作放棄地面積（単位：h a）

区分	大崎市	栗原市	石巻市	気仙沼市	登米市	女川町	南三陸町	計
2010年	820	1,281	492	824	564	11	455	4,447
2015年	875	1,731	517	837	741	×	500	5,201
増減	55	450	25	13	177	—	45	765

出典：2010年世界農林業センサス，2015年農林業センサス

表－5 平成24年度主要養殖魚種別収穫量（単位：t，%）

区分	石巻市	気仙沼市	女川町	南三陸町	計	県全体	比率
ぎんざけ	3,101	—	4,738	1,642	9,481	9,481	100
かき	3,355	90	519	310	4,274	5,024	85.1
わかめ類	5,271	3,259	—	8,211	16,741	17,367	96.4
のり類	2,509	—	—	—	2,509	6,843	36.7

出典：第61次宮城農林水産統計年報

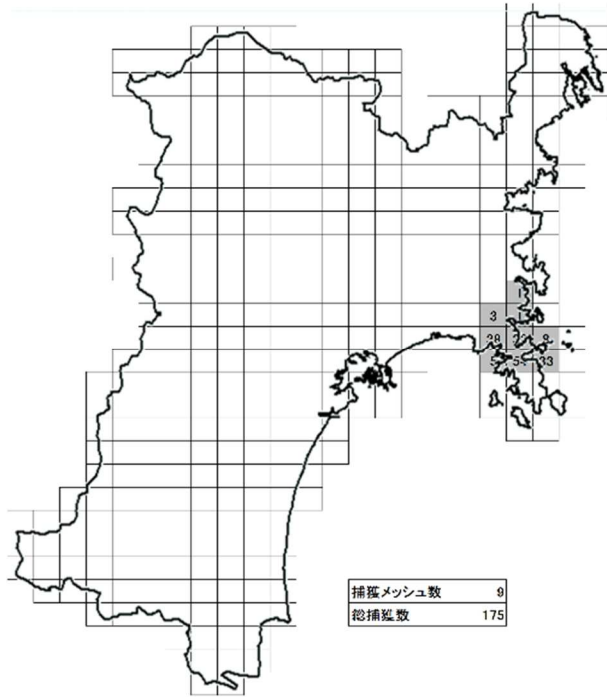


図-2 ニホンジカ捕獲メッシュ  
(狩猟のみ, 平成14年度)

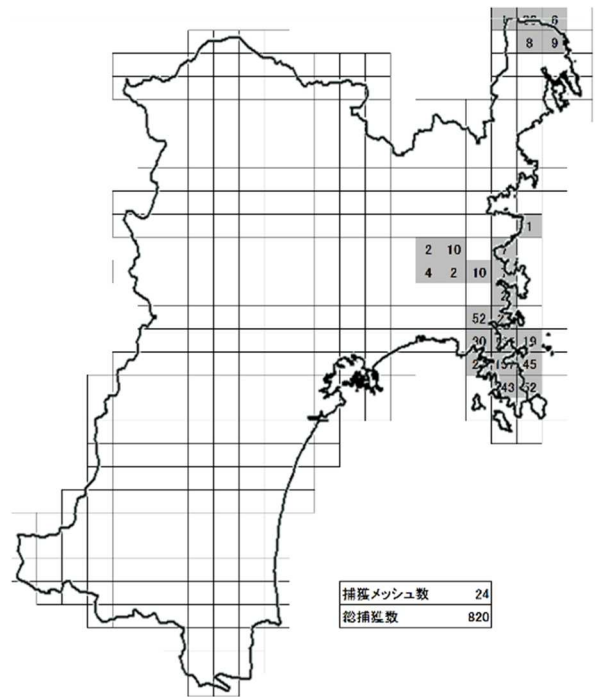


図-3 ニホンジカ捕獲メッシュ  
(狩猟のみ, 平成23年度)

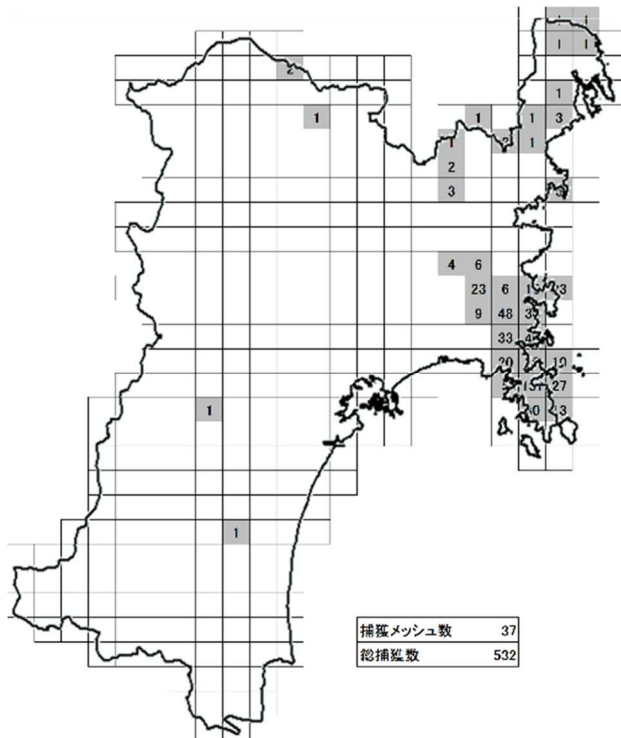


図-4 ニホンジカ捕獲メッシュ  
(狩猟のみ, 平成27年度)

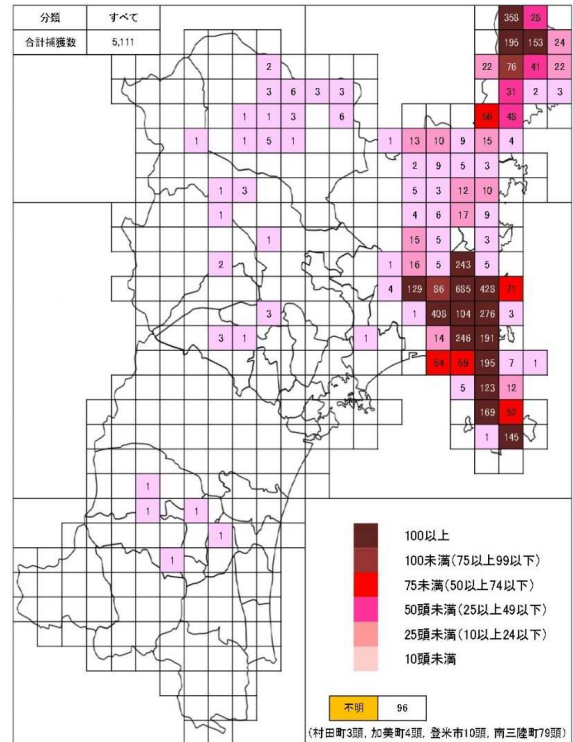
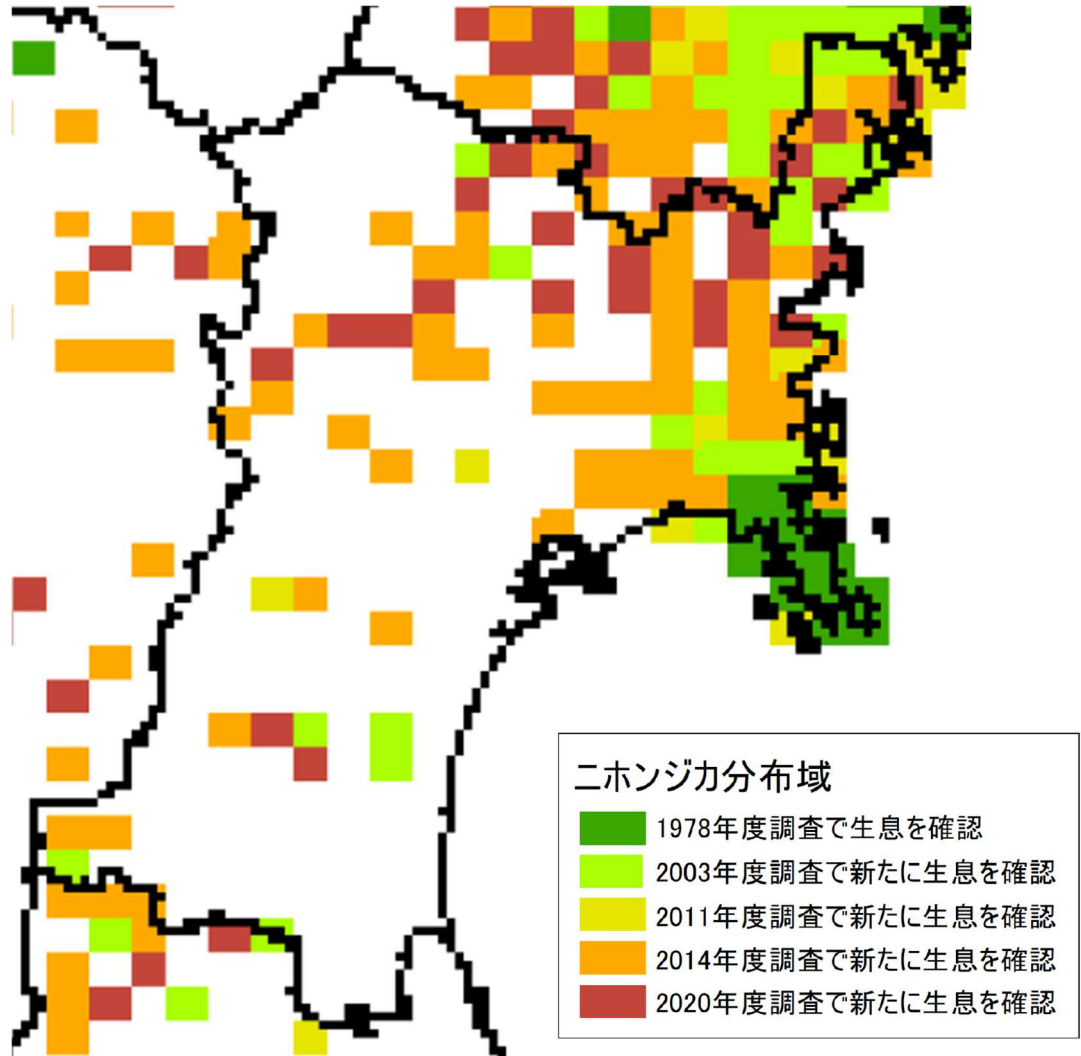


図-5 ニホンジカ捕獲メッシュ  
(狩猟・有害・指定管理鳥獣捕獲等事業の合計, 令和2年度)

1  
2  
3  
4

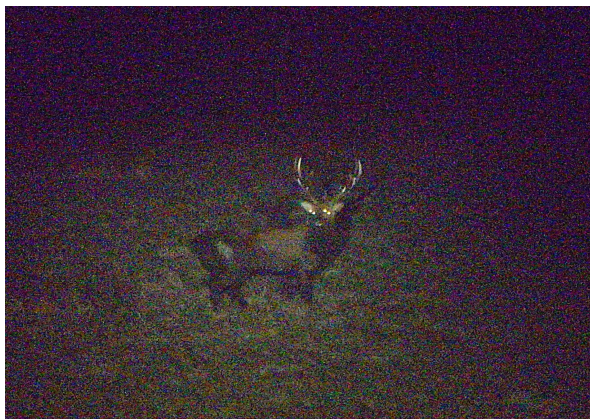
5  
6  
7  
8  
9  
10



図ー6 宮城県のニホンジカ分布域

出典：全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定及び生息分布調査の結果について（令和2年度）

1  
2  
3  
4  
5



写真ー7 ライトセンサスで発見されたオス個体  
（令和元年12月 大崎市川渡）

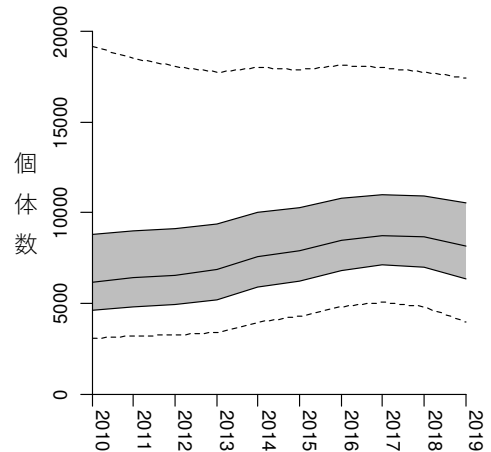


写真ー8 生体捕獲されたメス個体  
（令和2年8月 栗原市花山）

6  
7  
8  
9

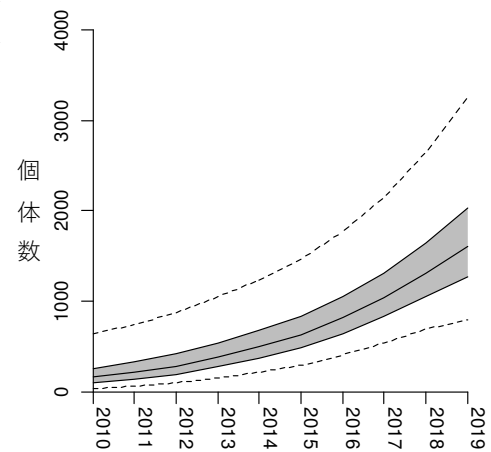


年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
2010	3,071	4,639	<b>6,181</b>	8,800	19,168
2011	3,199	4,833	<b>6,414</b>	8,981	18,527
2012	3,269	4,983	<b>6,585</b>	9,143	18,083
2013	3,416	5,227	<b>6,856</b>	9,386	17,737
2014	3,997	5,908	<b>7,571</b>	10,048	17,991
2015	4,285	6,249	<b>7,906</b>	10,279	17,856
2016	4,834	6,834	<b>8,479</b>	10,794	18,089
2017	5,066	7,105	<b>8,752</b>	10,976	17,972
2018	4,833	6,980	<b>8,670</b>	10,918	17,747
2019	3,983	6,345	<b>8,143</b>	10,515	17,439



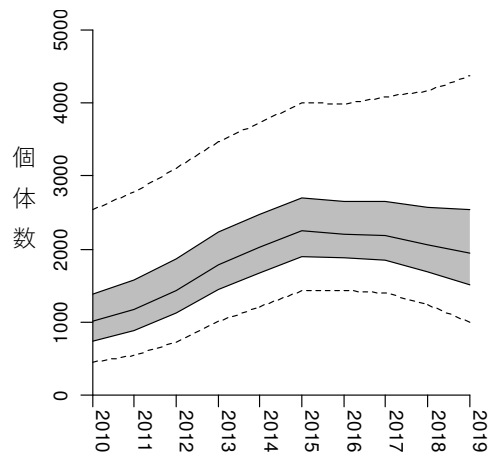
表一 6, 図一 7 個体数推定結果 (石巻女川地区)

年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
2010	42	103	<b>164</b>	263	638
2011	64	143	<b>218</b>	334	746
2012	98	199	<b>289</b>	424	879
2013	155	278	<b>387</b>	542	1,049
2014	225	376	<b>503</b>	680	1,232
2015	303	488	<b>637</b>	842	1,464
2016	418	647	<b>821</b>	1,060	1,776
2017	547	830	<b>1,042</b>	1,318	2,149
2018	693	1,054	<b>1,315</b>	1,651	2,648
2019	800	1,277	<b>1,609</b>	2,025	3,257



表一 7, 図一 8 個体数推定結果 (登米南三陸地区)

年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
2010	450	746	<b>1,007</b>	1,378	2,544
2011	548	890	<b>1,181</b>	1,581	2,786
2012	726	1,119	<b>1,438</b>	1,867	3,100
2013	1,008	1,444	<b>1,782</b>	2,233	3,470
2014	1,214	1,675	<b>2,025</b>	2,472	3,729
2015	1,437	1,901	<b>2,244</b>	2,693	3,998
2016	1,427	1,881	<b>2,207</b>	2,649	3,989
2017	1,403	1,849	<b>2,182</b>	2,643	4,072
2018	1,242	1,694	<b>2,058</b>	2,572	4,152
2019	999	1,516	<b>1,941</b>	2,534	4,363



表一 8, 図一 9 個体数推定結果 (気仙沼地区)

年度	2.5%点	25%点	50%点	75%点	97.5%点
2010	3,563	5,488	<b>7,352</b>	10,441	22,350
2011	3,811	5,866	<b>7,812</b>	10,896	22,059
2012	4,093	6,301	<b>8,312</b>	11,434	22,062
2013	4,579	6,949	<b>9,025</b>	12,161	22,256
2014	5,436	7,959	<b>10,099</b>	13,201	22,952
2015	6,025	8,638	<b>10,787</b>	13,814	23,318
2016	6,679	9,362	<b>11,507</b>	14,503	23,855
2017	7,016	9,784	<b>11,976</b>	14,937	24,193
2018	6,768	9,728	<b>12,043</b>	15,141	24,548
2019	5,782	9,138	<b>11,693</b>	15,074	25,059

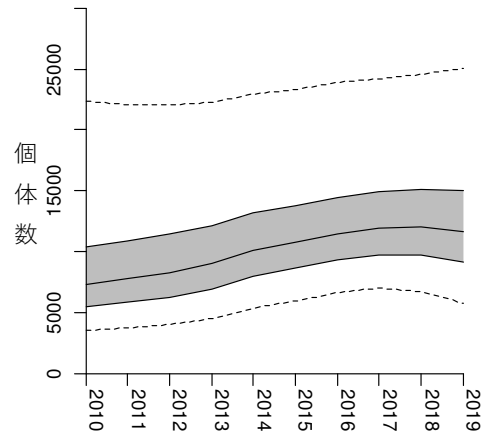


表-9, 図-10 個体数推定結果 (県全体)

表-10 管理区域ごとの推定個体数及び生息密度

管理計画区域	推定個体数 中央値 (頭)	森林面積 (km <sup>2</sup> )	生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )	管理目標 (頭/km <sup>2</sup> )
原住区域	2,309	94.94	24.32	10
拡大区域A	5,118	171.54	29.84	10
拡大区域B	1,413	112.32	12.58	3~5
侵出抑制区域	2,691	523.76	5.14	1~2
合計	11,531	902.56	71.88	

表-11 県内ニホンジカ捕獲数の推移 (昭和44年度以降)

区分	年度	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57
狩猟	オス	32	9	13	10	14	3	17	20	29	37	25	19	26	15
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害	オス	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		32	9	13	10	14	5	17	21	29	37	25	19	26	15
区分	年度	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
狩猟	オス	10	11	11	17	15	13	21	10	10	24	21	46	33	63
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
有害	オス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
合計		10	11	11	17	15	13	21	10	10	24	21	50	35	65
区分	年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
狩猟	オス	37	65	150	151	144	179	199	190	220	223	450	400	462	382
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230	530	510	418
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	3	12
有害	オス	7	18	25	33	29	62	95	97	113	174	190	267	372	299
	メス	2	0	20	11	16	48	125	98	91	133	143	175	225	278
個体数調整	オス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		46	83	195	195	189	289	419	385	424	530	1,013	1,417	1,572	1,389
区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2				
狩猟	オス	341	266	300	352	282	254	279	214	164	173				
	メス	430	343	348	397	248	344	275	214	209	221				
	不明	49	7	3	10	2	1	0	89	11	10				
有害	オス	369	241	178	451	491	725	1,018	1,148	1,040	1,936				
	メス	294	295	256	440	691	789	1,237	1,071	1,124	2,157				
不明	オス	0	0	0	0	0	0	9	20	702	3				
	メス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
指定管理鳥獣 捕獲等事業	オス	0	0	0	0	87	79	14	276	146	353				
	メス	0	0	0	0	44	71	15	223	155	258				
合計		1,533	1,249	1,192	1,761	1,845	2,263	2,847	3,255	3,551	5,111				

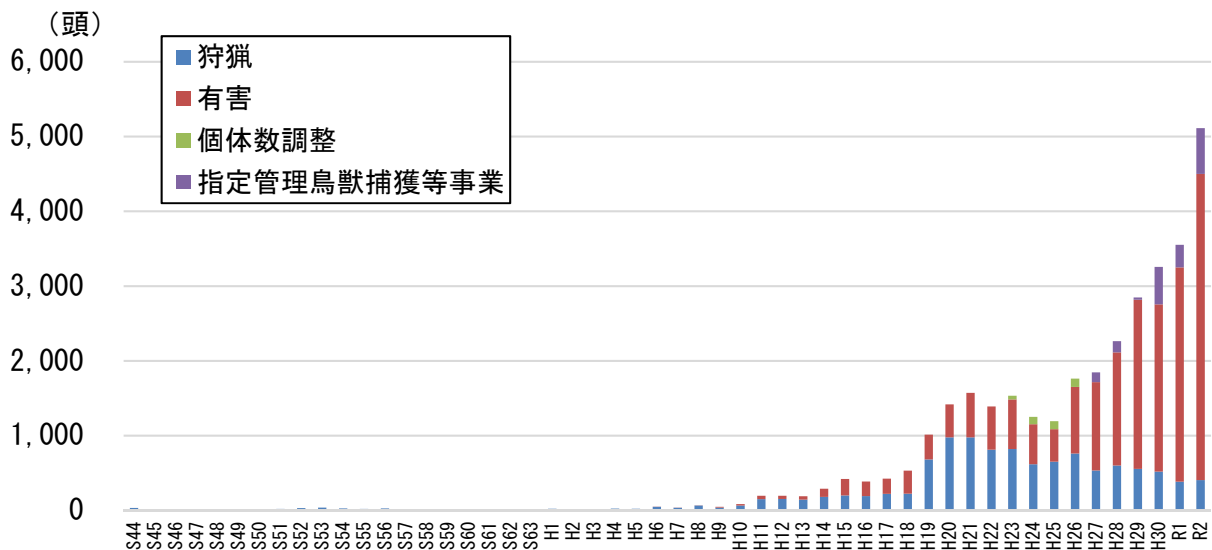


図-11 県内ニホンジカ捕獲数の推移 (昭和44年度以降)

表-12 県内のメスジカ捕獲割合

H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
0%	0%	0%	4%	3%	0%	4%	0%	10%	6%	9%	17%	30%	26%	23%
H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
25%	37%	51%	47%	51%	50%	55%	54%	51%	53%	53%	54%	48%	52%	52%

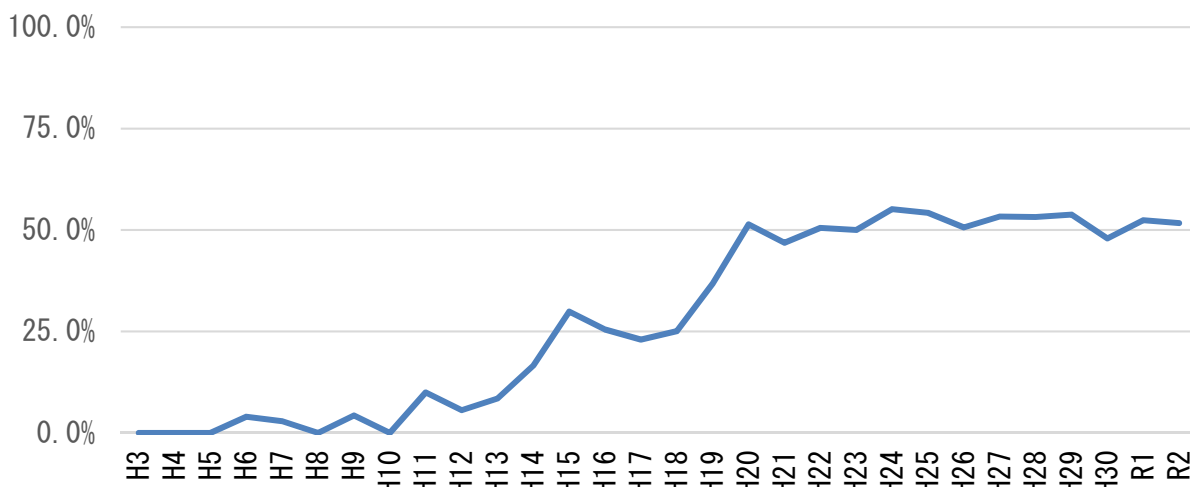
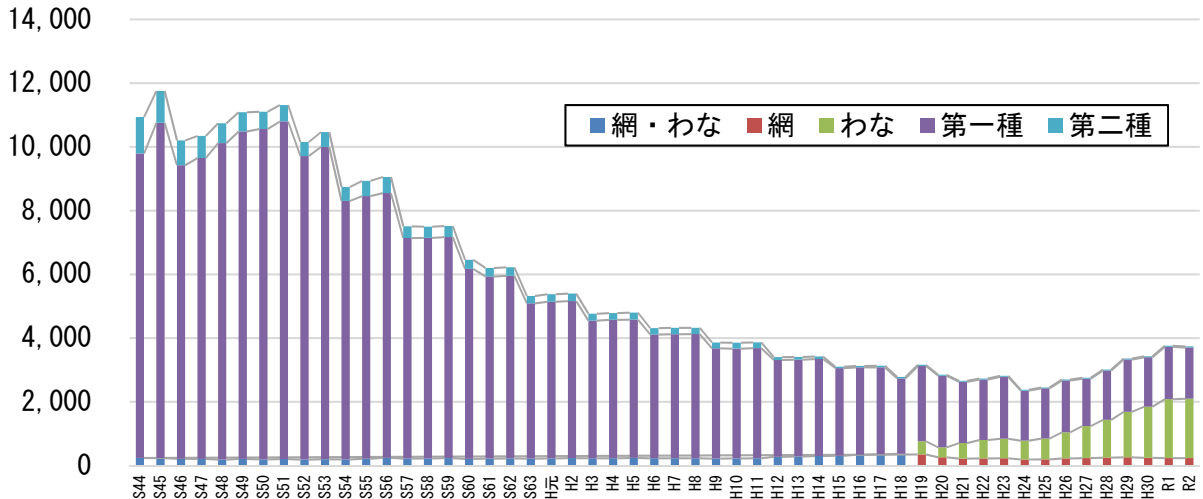


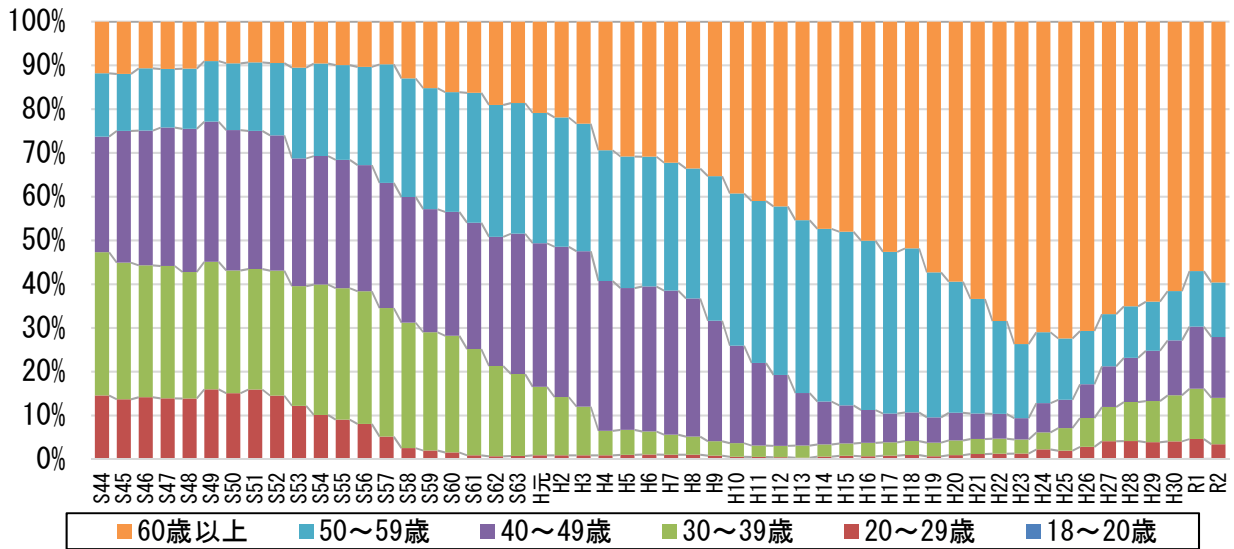
図-12 県内のメスジカ捕獲割合

表－１３ 県内における狩猟免許所持者数

年度	種別内訳（件）				
	網・わな	網	わな	第一種	第二種
S44	241			9,551	1,143
S45	237			10,518	1,000
S46	215			9,211	779
S47	210			9,439	693
S48	190			9,929	623
S49	210			10,275	601
S50	197			10,362	541
S51	205			10,593	516
S52	192			9,516	446
S53	198			9,797	467
S54	193			8,111	438
S55	215			8,239	480
S56	243			8,308	500
S57	221			6,917	370
S58	227			6,916	355
S59	235			6,936	347
S60	208	※平成19年度より網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分かれた。		5,960	290
S61	222			5,711	267
S62	226			5,726	270
S63	218			4,875	230
H元	225			4,918	234
H2	234			4,929	232
H3	228			4,321	216
H4	229			4,342	215
H5	238			4,339	221
H6	228			3,885	201
H7	229			3,890	204
H8	231			3,894	199
H9	221			3,458	181
H10	226			3,444	186
H11	232			3,455	176
H12	277			3,034	92
H13	287			3,034	88
H14	299			3,043	82
H15	311			2,747	42
H16	340			2,740	47
H17	353			2,728	49
H18	370			2,365	45
H19		350	410	2,362	41
H20		260	313	2,242	37
H21		222	487	1,919	31
H22		226	577	1,898	30
H23		231	613	1,940	33
H24		191	592	1,568	28
H25		197	651	1,578	25
H26		224	817	1,630	28
H27		235	1,004	1,485	31
H28		250	1,185	1,547	28
H29		261	1,423	1,643	32
H30		243	1,603	1,554	28
R1		237	1,846	1,641	37
R2		236	1,862	1,606	35



図－13 県内における狩猟免許所持者数の推移



図－14 県内における狩猟免許所持者数の年代構成

表－14 県内のニホンジカ被害金額（平成5年度以降）

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
被害金額	150	50	0	559	100	0	40	161	400	1,170
年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
被害金額	1,210	897	800	188	1,665	1,669	1,688	-	162	1,019
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		
被害金額	1,464	1,846	1,560	1,346	1,541	1,394	2,333	1,702		

※1 上記被害実績には、家庭菜園での被害は含まれていない。

※2 震災の影響により、年度毎に被害実績が含まれていない市町村がある。

年度	被害実績が含まれていない市町村
H22	石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町
H23	石巻市、東松島市、女川町、南三陸町、亶理町
H24	石巻市、女川町

表－１５ ニホンジカによる農作物の被害状況調査結果

年度	農作物名	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (万円)	主な被害発生地域
R 2	稲	6.4	33.9	662.9	石巻市，気仙沼市，登米市， 南三陸町
	麦類	0.1	0.4	5.9	
	豆類	0.4	0.7	21.1	
	雑穀	0.0	0.0	0.0	
	果樹	0.1	1.6	26.8	
	飼料作物	13.2	324.1	516.9	
	野菜	0.6	8.9	443.9	
	いも類	0.2	3.1	24.2	
	小計	21.1	372.7	1,701.7	
R 1	稲	16.1	59.9	1,150.1	石巻市，気仙沼市，登米市， 加美町，南三陸町
	麦類	0.5	1.7	30.6	
	豆類	0.7	0.8	24.7	
	雑穀	0.0	0.0	0.0	
	果樹	1.1	0.6	28.5	
	飼料作物	15.8	386.3	618.1	
	野菜	2.3	8.5	443.7	
	いも類	0.3	4.4	37.6	
	小計	36.7	462.2	2,333.3	
H 3 0	稲	12.8	43.3	801.2	仙台市，石巻市，気仙沼市， 登米市，川崎町，南三陸町
	麦類	0.1	0.4	6.8	
	豆類	1.6	2.1	67.8	
	雑穀	0.2	0.03	1.4	
	果樹	1.2	7.8	138.3	
	飼料作物	7.0	226.1	172.1	
	野菜	2.7	11.6	206.6	
	小計	25.6	291.2	1,394.2	
H 2 9	稲	7.4	23.3	435.4	石巻市，気仙沼市，登米市， 栗原市，南三陸町
	豆類	1.2	2.1	67.3	
	果樹	8.7	3.0	107.7	
	飼料作物	7.0	226.0	172.0	
	野菜	2.4	10.0	709.1	
	その他	0.9	5.5	49.2	
	小計	27.6	270.0	1,540.6	

H 2 8	稲	14.0	40.9	814.0	石巻市、気仙沼市、登米市、 南三陸町
	豆類	1.1	1.0	30.7	
	果樹	1.9	7.2	191.0	
	飼料作物	7.1	226.1	172.1	
	野菜	9.1	12.6	138.4	
	小 計	33.1	287.7	1,346.2	
H 2 7	稲	11.2	22.2	458.2	石巻市、気仙沼市、岩沼市、 登米市、南三陸町
	豆類	2.0	2.0	118.9	
	果樹	1.6	21.4	538.7	
	飼料作物	7.0	226.0	172.0	
	野菜	6.1	8.9	270.7	
	いも類	0.1	0.2	1.5	
	小 計	28.0	280.7	1,560.0	
H 2 6	稲	12.0	33.5	684.6	石巻市、気仙沼市、岩沼市、 南三陸町
	豆類	1.6	2.2	110.6	
	果樹	2.8	20.2	375.3	
	飼料作物	8.5	226.3	172.5	
	野菜	6.8	22.8	482.1	
	いも類	0.2	2.5	20.5	
	小 計	31.9	307.5	1,845.6	
H 2 5	稲	13.0	20.5	421.3	気仙沼市、石巻市、南三陸町 (女川町)
	麦類	0.0	0.0	0.3	
	豆類	2.0	2.0	105.5	
	雑穀	0.5	0.8	25.6	
	果樹	1.3	15.2	356.9	
	飼料作物	9.7	290.3	282.7	
	野菜	5.2	8.0	269.6	
	いも類	0.3	0.3	1.8	
	小 計	31.8	337.1	1,463.7	
H 2 4	稲	7.9	21.1	440.6	気仙沼市(石巻市、女川町)
	豆類	1.7	1.7	60.2	
	雑穀	0.2	0.1	1.8	
	果樹	0.8	12.5	264.6	
	飼料作物	1.1	5.0	5.6	
	野菜	2.3	19.4	245.9	
	いも類	0.0	0.0	0.1	
	小 計	14.0	59.8	1,018.8	

H 2 3	稲	3.2	5.5	109.9	気仙沼市 (石巻市、女川町)
	豆類	0.2	0.2	5.5	
	雑穀	0.2	0.1	1.7	
	果樹	0.2	0.3	9.3	
	飼料作物	0.0	0.0	0.0	
	野菜	0.8	0.4	35.6	
	いも類	0.0	0.0	0.0	
	小 計	4.5	6.4	162.0	
H 2 2	稲	0.0	0.0	0.0	(石巻市, 気仙沼市, 女川町) 震災により未報告
	豆類	0.0	0.0	0.0	
	雑穀	0.0	0.0	0.0	
	飼料作物	0.0	0.0	0.0	
	野菜	0.0	0.0	0.0	
	いも類	0.0	0.0	0.0	
	小 計	0.0	0.0	0.0	
H 2 1	稲	10.4	35.7	860.6	石巻市, 気仙沼市, 女川町
	豆類	0.5	0.6	7.1	
	雑穀	0.3	0.1	1.8	
	飼料作物	16.8	534.4	479.3	
	野菜	3.6	7.8	339.4	
	いも類	0.1	0.0	0.1	
	小 計	31.7	578.6	1,688.3	
H 2 0	稲	12.6	39.4	850.3	石巻市, 気仙沼市, 女川町
	豆類	0.2	0.1	2.5	
	飼料作物	17.3	541.1	481.8	
	野菜	3.5	5.8	333.9	
	いも類	0.0	0.0	0.1	
	小 計	33.5	586.5	1,668.6	
H 1 9	稲	12.4	32.1	785.9	石巻市, 気仙沼市, 女川町
	飼料作物	16.7	533.6	478.6	
	野菜	4.2	11.6	399.5	
	豆類	0.2	0.1	1.1	
	小 計	33.5	577.4	1,665.1	
H 1 8	稲	10.0	5.2	128.7	石巻市, 女川町, 気仙沼市
	野菜	0.3	4.4	30.0	
	飼料作物	10.0	32.2	28.9	
	小 計	20.3	41.8	187.7	



1

表-16 ニホンジカによる森林被害状況調査結果

年度	被害発生 市町村	面積		被害材積 (m3)	苗畑及び小径 木の被害本数 (千本)	被害額 (千円)	備考
		被害面積 (a)	実損面積 (a)				
H19	石巻市	300	300		9	11,620	
	女川町	260	260		8	10,070	
	<b>計</b>	<b>560</b>	<b>560</b>	<b>0</b>	<b>17</b>	<b>21,690</b>	
H20	石巻市	300	300		9	10,500	
	女川町	100	100		2	880	
	<b>計</b>	<b>400</b>	<b>400</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>11,380</b>	
H21	石巻市	300	300		9	5,400	
	<b>計</b>	<b>300</b>	<b>300</b>	<b>0</b>	<b>9</b>	<b>5,400</b>	
H22	-						
H23	石巻市	250	250		8	5,400	
	女川町	100	100		2	580	
	<b>計</b>	<b>350</b>	<b>350</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>5,980</b>	
H24	石巻市	13	13	1	0	650	
	<b>計</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>650</b>	
H25	石巻市	84	84	18	2	4,020	
	南三陸町	100	1	18		56	
	<b>計</b>	<b>184</b>	<b>85</b>	<b>36</b>	<b>2</b>	<b>4,076</b>	
H26	-						
H27	石巻市	680	680		20	10,575	
	気仙沼市	1,551	155		2	2,665	
	<b>計</b>	<b>2,231</b>	<b>835</b>	<b>0</b>	<b>22</b>	<b>13,240</b>	
H28	気仙沼市	1,500	600		7	10,984	
	<b>計</b>	<b>1,500</b>	<b>600</b>	<b>0</b>	<b>7</b>	<b>10,984</b>	
H29	女川町	1,017	820		12	26,192	
	気仙沼市	1,545	494		7	12,926	
	<b>計</b>	<b>2,562</b>	<b>1,314</b>	<b>0</b>	<b>19</b>	<b>39,118</b>	
H30	気仙沼市	1,545	504		15	4,050	
	<b>計</b>	<b>1,545</b>	<b>504</b>	<b>0</b>	<b>15</b>	<b>4,050</b>	
R1	石巻市	553	159	345		5,590	
	女川町	1,545	823	519		30,847	
	登米市	1,415	149		4	2,672	
	南三陸町	240	20	20		55	
	<b>計</b>	<b>3,753</b>	<b>1,151</b>	<b>884</b>	<b>4</b>	<b>39,164</b>	
R2	石巻市	714	194	399		6,502	
	女川町	1,545	823	519		30,848	
	登米市	1,636	913		25	21,272	
	<b>計</b>	<b>3,895</b>	<b>1,930</b>	<b>918</b>	<b>25</b>	<b>58,622</b>	

2

3

1

表－１７ ニホンジカ衝突事故件数

(単位：件)

	東部地方 振興事務所 管内	気仙沼地方 振興事務所 管内	合計
H 2 0	44	0	44
H 2 1	55	0	55
H 2 2	46	0	46
H 2 3	16	0	16
H 2 4	43	0	43
H 2 5	45	0	45
H 2 6	0	0	0
H 2 7	0	0	0
H 2 8	0	0	0
H 2 9	79	1	80
H 3 0	70	4	74
R 1	87	11	98
R 2	66	5	71

※県道上でのニホンジカ死亡個体回収件数

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

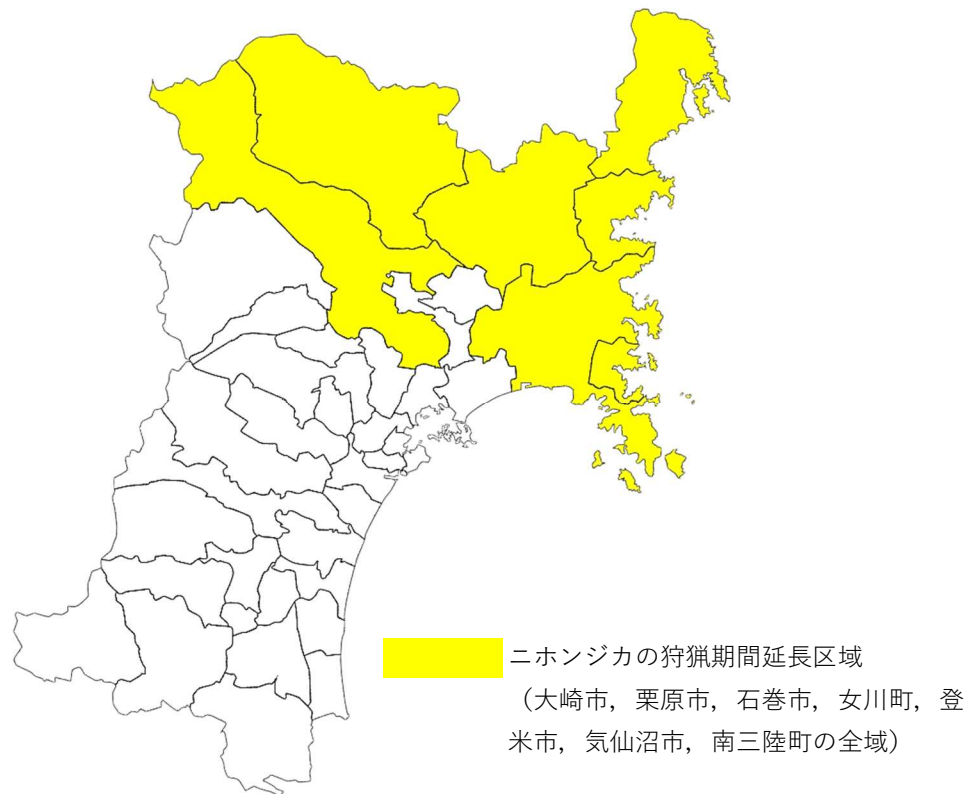


図-16 ニホンジカ狩猟期間延長区域  
 (11月1日~3月31日に延長(通常は11月15日~2月15日))

表-18 狩猟期間延長による狩猟捕獲数

年度	狩猟捕獲数 (①=②+③)	通常期間捕獲数 (②)	延長期間捕獲数 (③)	延長期間捕獲数の割合 (④=③/①)
H20	612	519	93	15.2%
H21	927	790	137	14.8%
H22	738	589	149	20.2%
H23	760	541	219	28.8%
H24	616	512	104	16.9%
H25	651	396	255	39.2%
H26	759	537	222	29.2%
H27	532	357	175	32.9%
H28	599	399	200	33.4%
H29	554	384	170	30.7%
H30	517	395	122	23.6%
R1	384	238	146	38.0%
R2	404	298	106	26.2%

1  
2  
3  
4  
5

6

1

表－１９ カモシカが錯誤捕獲された場合の措置と許可の取扱い一覧表

措置内容		法令の規定	文化財保護法第125条第1項及び同法施行令第5条第4項第一号りによる規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条による規定
放獣が可能	そのまま放獣，または保定用補助具等を用いての放獣		許可不要 ただし，当該措置をとった後に市町村教育委員会への情報提供を行う。	許可不要
	麻酔薬等を用いて不動化して捕獲した後に放獣			県（地方振興事務所，または地方振興事務所地域事務所）による許可が必要
放獣が困難	人の生命若しくは身体に対する危害の危険性があるため，当該状況に応じて行う必要な捕獲（捕殺を含む。）※1		市，または県（町村の場合）による許可が必要※2	県（地方振興事務所，または地方振興事務所地域事務所）による許可が必要

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

※1 宮城県においては，市町村教育委員会文化財担当者及び県地方振興事務所（地域事務所）鳥獣保護管理担当者の立ち会いのもと判断を行うことが望ましい。

※2 文化財保護法第184条により，認定市町村である町村教育委員会は許可可能な事務であるが，令和2年度現在，県内に該当町村はない。